

美作市高齢者福祉施設利活用事業者公募型プロポーザル審査要領

美作市保健福祉部健康政策課

1. 本要領の趣旨

本要領は、美作市高齢者福祉施設利活用事業者募集要項（以下、「要項」という。）「12. 選定方法、13. 審査項目」に基づき、プロポーザルの審査方法を定める。

2. 審査の目的

美作市高齢者福祉施設利活用事業者として最も適当と認められる優先交渉権者及び次点者を選定するためとする。

3. プレゼンテーション参加資格審査

要項「8. 応募書類」により提出された書類は、担当部署において審査を行い、要項「7. 応募資格」を満たす者については、プレゼンテーション参加要請書により通知するものとする。参加資格を満たさないものについては、失格の旨を書面にて通知する。

4. 審査員

プレゼンテーションの審査員は、美作市高齢者福祉施設利活用事業者公募型プロポーザル審査委員会設置要綱第3条に規定する委員をもって構成する。

5. プレゼンテーション

本プロポーザルは提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行う。プレゼンテーションの内容については、以下のとおりとする。

(1) 対象者

要項「7. 応募資格」に規定する参加資格を満たした者

(2) 実施場所

別途定め、プレゼンテーション参加者へ通知する。

(3) 実施日時

別途定め、プレゼンテーション参加者へ通知する。

(4) 実施方法及び留意事項

ア. プレゼンテーションの順番は、原則参加表明書受付順により決定する。

イ. 1 者のプレゼンテーション終了後、ヒアリングを行う。

ウ. プレゼンテーションは、1 者につき 20 分以内とし、ヒアリングは 30 分以内とする。

- エ. プレゼンテーションの説明資料及びプレゼンテーションに使用する機器等の会場内での準備は、前者のヒアリング終了後の準備時間（10 分）以内に行うこと。なお、待機場所において行う準備についてはこの限りではない。
- オ. プレゼンテーションに際しては、各社で用意したパソコンを用いて説明することができる。
- カ. プロジェクター及びスクリーンは、美作市が用意する。
- キ. プレゼンテーションは、提出する企画提案書を資料とする。当日書面による追加資料の提出は認めない。
- ク. プレゼンテーションは非公開とする。
- ケ. プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由があり、開始時間前に担当部署に連絡があった場合は、この限りでない。

6. 候補者の選定概要

提案者の順位付けを行い、優先交渉権者及び次点者を選定する。

同点となった場合は、「事業の公益性・政策適合性」の得点が高い者を上位とし、それでもなお同点の場合は、審査委員会の協議により順位を決定する。

なお、60 点未満の得点の者は不採用とし、すべての者が 60 点未満の場合は該当者無しとして、再公募を行う。

契約方式は、応募者の希望を基本とし、市との協議により決定する。

7. 選考結果の通知

プロポーザルの選考結果は、市ホームページ上に公表すると共に、プレゼンテーション参加者に対して通知する。なお、公表内容は優先交渉権者の事業者名とし、次点者については公表しない。

8. 審査基準および採点評価

本プロポーザルの審査基準および採点評価は以下のとおりとする。なお、応募者が選択した契約方式に応じて審査を行うものとする。

審査項目	審査の視点	配点
1. 事業の公益性・政策適合性	施設活用の目的との整合性、市の施策との適合性及び地域への貢献	20
2. 事業内容の妥当性	提案事業の具体性、サービス内容の妥当性、利用者ニーズとの適合	15
3. 実現可能性	事業計画の具体性、実施スケジュールの妥当性、許認可取得の見込み	10

4. 継続性・安定性	財務基盤、運営体制、長期事業継続能力	20
5. 維持管理・改修能力	老朽化対応、修繕計画、設備更新、法令適合、安全管理	20
6. 地域連携	地域住民、自治会、関係機関との連携方策	5
7. 契約方式に応じた契約条件への適合性	建物無償譲渡又は普通財産貸付の契約条件に対する理解及び対応方針	5
8. 提案効果	地域課題解決への効果、施設の持続的活用の見込み	3
9. プレゼンテーション	説明の明確性、質疑応答の的確性、実施意欲	2
	合計	100

採点評価

評価点	内容
5	非常に優れている
4	優れている
3	標準的である
2	やや不十分である
1	不十分である、
0	評価できない、記載がない

※各項目の評価点（0～5点）を配点に応じて按分し、算出する。

※最低基準点は60点とし、満たさない場合は失格とする。

※「4. 継続性・安定性」「5. 維持管理・改修能力」は、それぞれ配点の50%未満の場合は失格とする。

9. 審査の公平性

審査委員は、応募者と利害関係を有すると認められる場合は、その審査に加わらないものとする。

10. 注意事項

募集要項「15. 失格事項」「18. 留意事項」を参照すること。